

電気通信大学学生支援担任規程

平成22年 3月19日

改正

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）における学生支援の一環として設ける学生支援担任に関し必要な事項を定めるものとする。

(学生支援担任)

第2条 学生支援担任は、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教がこれにあたり、その担当する学生の生活及び修学に関する諸問題について、指導及び助言を与えるものとする。

2 学生支援担任は、学生1名に対し、担任及び副担任各1名をもって充てるものとする。

(報告)

第3条 学生支援担任は、その担当する学生の実情について、必要に応じて全学教育・学生支援機構学生支援センター長に報告する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学生支援担任制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。